

*特に区別を要する場合を除き、上場会社・3月決算会社・監査役会設置会社をモデル事例とする。

Q10 取締役会の構成員・出席者以外の者の取締役会への同席の可否と留意点

Q 取締役会の構成員・出席者以外の者が、取締役会に同席することは可能でしょうか。可能な場合、同席させるための手続、同席者がいる場合の取締役会決議への影響等の留意点を教えてください。

A

取締役・監査役以外の者も、取締役会の承認のもと、同席することは認められ、その同席により取締役会の決議に影響が生じることはありません。以上の点は、その者が社内の者か社外の者かで変わるところはありません。ただし、取締役会の構成員以外の者は、決議に参加できず、取締役会の目的である事項を提案することもできません。

なお、社外の者を取締役に同席させる場合は、社内の者の同席より一定の配慮が必要です。

解説

1 問題の所在

「取締役会は、すべての取締役で組織する」（会社法362条1項）とされ、全取締役が取締役会の構成員となります。また、監査役が設置されている場合は、監査役に出席義務（会社法383条1項）があることから、取締役と監査役の取締役会への出席は求められているといえます。なお、会社法362条1項の文言からすれば、取締役会の構成員は取締役のみで、監査役は、出席義務が課されているものの、構成員ではないと解されます。

そこで、取締役・監査役以外の者の取締役会への同席は禁じられているのではないかと、また、取締役・監査役以外の者が同席した場合に、取締役会決議の効力に影響が生じるのではないかとという点が問題となります。

そして、仮に同席が認められる場合には、同席の可否の判断基準はどうか、同席する者が社内の者か社外の者かで差異が生じるのか、という点も問題となりえます。

また、役職員ではありませんが、会社の利害と密接な関係を持つ大株主がオブザーバーなどとしての同席を認めるよう求めてくる場合もあり、その場合の対応方法も上記に加えて問題となりえます。

2 取締役・監査役以外の者の取締役会への同席の可否と取締役会決議の効力

会議体の一般原則からすれば、会議体の構成員・出席者でない者は、特段の根拠がない限り、その会議体に同席できないといえます。そうすると、取締役・監査役以外の者は、取締役会に同席できないとも考えられます。社内の者と社外の者とに分けて、取締役会の同席の可否を検討します。

(1) 社内の者

取締役が、所管業務のすべてについて、取締役会における他の取締役・監査役の質問等のすべてに対応できるまで詳細を把握するというのは、実務上困難といえます。この場合、社内の事業部門の担当者が事業の詳細を説明するなど、取締役・監査役以外の者が取締役会に同席することが、取締役会の審議上有益なこともあるでしょう。

したがって、取締役会に求められる機能を十分に果たすための議論等に必要な範囲では、取締役の補助者等として、社内の者が、取締役会に同席し説明等をすることは問題ないと解されます。

そして、こうした考え方のもとでの同席であれば、取締役会メンバーの承認（下記 **3(1)**）を前提にすべきではあるものの、社内の者の取締役会への同席していた場合でも、取締役会決議の効力に影響は生じないと考えられます。

(2) 社外の者

上記 **(1)** の考えは、社外の者の同席にも当てはまります。したがって、取締役会に求められる機能を十分に果たすための議論等に必要な範囲では、社外の者が取締役会に同席し説明等をすることは問題ないと解されます。たとえば、社外の弁護士が、提起された訴訟の見通しについて説明したりする場合等があるでしょう。

そして、上記 **(1)** と同様に、取締役会の承認（下記 **3(2)**）を前提に、社外の者が取締役会に同席した場合でも、取締役会決議の効力に影響は生じないと考えられます。

なお、自社の役職員ではない社外の大株主が、オブザーバー等として同

席を認めるよう求めてくる場合があります。

この場合、上記のとおり、取締役会に求められる機能を十分に果たすための議論等に必要ということであれば、そのような者の同席を認める余地があります。しかし、そうした正当化が困難な場合でも、大株主の理解を得ることは、自社の円滑な経営に資することが多いことからすれば、取締役会の承認のもとで同席を認めることも考えられます。

3 取締役・監査役以外の者を取締役会に同席させる場合の留意点

(1) 社内の者

取締役会では企業秘密にかかわる情報を扱う可能性もあることから、無制限に取締役・監査役以外の者の同席を認めるべきではなく、事前にと取締役会における一定の手続（手続について取締役会規程等に明文の定めがなく、運用で認められている手続も含みます）で承認を得た上で同席を認めるべきでしょう。実務的には、取締役会議長の判断で出席を認め、他の取締役等から異論が出ないことで承認があったと取り扱っている会社が多いでしょう。

そして、同席の可否は、上記 **2(1)** のとおり、取締役会に求められる機能を十分に果たすための議論等に必要かどうかという観点から判断すべきで、その判断は取締役会自身がすべきです。

(2) 社外の者

取締役会に社外の者を同席させる場合は、社内の者の同席より一定の配慮が必要です。社外の者の同席については、社内の者の同席と異なり（上記 **(1)**）、積極的に取締役会で承認する会社が多いでしょう。

取締役会で自社が守秘義務を負う秘密情報が社外の同席者にも開示されると、守秘義務違反になる可能性があります。

また、大株主など同席者が社外の者である場合、取締役会で未公開の情報が開示され、その者が当該情報に接することが、フェアディスクロージャールール（金融商品取引法 27 条の 36 第 1 項・2 項）に抵触する可能性もあるので、注意が必要です。仮に同席を認める場合でも、上記のと取締役会メンバーの承認に加え、その場で見聞きした内容等について守秘義務を負う旨の書面の同意書を、同席者から求めておくことが望ましいでしょう。

う。

4 取締役会に同席を認める場合の規定例

取締役・監査役以外の者の取締役会への同席について、取締役会規則等で明記している企業もあります。以下、いくつかの記載例を紹介します。

A 社 取締役会規則

（関係者の出席）

第〇条 取締役会は、必要に応じ、取締役以外の者を出席させて、その意見又は説明を求めることができる。

B 社 取締役会規程

（取締役会の議長および副議長）

第〇条

… …

〇 取締役会議長および取締役会副議長は、必要と認める者を取締役会に出席させ、その報告または意見を徴することができる。

C 社 取締役会規程

第〇条（他の者の出席）

取締役会において必要と認めたときは、取締役以外の者を取締役会に出席させ、その意見または報告を求めることができる。

本研究会会員企業へのアンケートでは次のような回答がありました。

- ① 取締役会規程で必要に応じて構成員以外の者を参加させることができる旨規定している。
- ② 規約形式の内規ではなく、ガイドラインの形式で、取締役会の報告者と陪席者を定めるとともに、その他の者の陪席時には取締役管掌部門長の承認を要する旨定めている。
- ③ 特に定めはないが、法律上出席義務のある取締役・監査役と取締役

会事務局が参加者で、その他の説明者を追加する場合には事前に議案担当の役員が説明者を決定する。議案募集時に配布する提出用フォーマットに具体的な説明者の記載欄がある。

- ④ 特に定めはないが会社法上の必須出席者のほか、一定レベル以上の執行役員、財務、経理、IR、人事、法務等の管理部門の長もオブザーバーとして出席させている。
- ⑤ 特に定めはないが、議案登録時に陪席者の申請を行っている。

〔参考資料〕

- ・ 島田邦雄編著『取締役・取締役会の法律実務 Q&A〔第2版〕』（商事法務、2022）348頁～352頁
- ・ 落合誠一編『会社法コンメンタール第8巻 機関(2)』（商事法務、2009）245頁